

建設分野における 2 号特定技能外国人の業務要件等の見直しに関する要望書

令和 8 年 9 月 8 日

出入国在留管理庁 御中
国土交通省 御中

一般社団法人 S I E N
理事長 大和 めぐみ

当団体は、建設業者団体であり、一般社団法人建設技能人材機構の正会員団体でもあります。当団体の賛助会員は、全て建設特定技能の所属機関又は所属機関になろうとする建設会社となっております。

建設分野における特定技能外国人の受入れに携わる立場から、建設分野の 2 号特定技能外国人の業務要件について、制度の趣旨及び建設業の実態を踏まえ、以下の 3 点について見直しを要望します。

1. 指導対象となる建設技能者の「フルタイム」要件等の見直し

建設分野の 2 号特定技能外国人には、「建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者」としての実務経験が求められています。当団体としても、2 号特定技能外国人に熟練技能者として複数の技能者を指導する能力を求めること自体に異論はありません。

一方、出入国在留管理庁の参考様式第 1－3 2 号「2 号特定技能外国人の業務内容に関する誓約書」では、指導対象者について、「2 号特定技能外国人と同一の事業所に出勤し、原則同一の所属部署に所属する者であって、フルタイムで業務に従事する者に限る。」とされ、建設分野では 2 名以上の対象者が必要とされています。

しかし、2 号特定技能外国人本人についてフルタイムでの就労が求められることと、その者から指導を受ける建設技能者がフルタイムであることは別の問題です。建設分野の 2 号制度を定める省令、告示、分野別運用方針及び分野別運用要領には、2 号特定技能外国人が指導する建設技能者の勤務形態をフルタイムに限定する規定は見当たりません。

また、建設現場においては、工事の内容、工程、職種等に応じて現場ごとに必要な技能者によってチームが組まれるため、2 号特定技能外国人が常に同一の建設技能者とともに作業し、固定された者のみを継続して指導するとは限りません。現場や工程が変われば、ともに作業する技能者や指導する対象者も変わることが通常想定されます。

さらに、建設業では、常雇の技能者のみならず、臨時・日雇等の技能者も現実には現場を構成する労働力となっています。国土交通省「令和 6 年度建設業構造実態調査」においても、現場労働者について常雇と臨時・日雇を区分して把握しています。（別紙※ 1 参照）

このような建設現場の実態を踏まえると、2 号特定技能外国人に「複数の建設技能者を指導する能力」を求めることと、在留諸申請の時点において、特定の 2 名以上の建設技能者を固定的な指導対象者として記載させることとは、本来区別して考える必要があります。特に、参考様式第 1－3 2 号に記載する対象者について、申請時点で既に他の 2 号特定技能外国人から指導を受けている者を対象外とする取扱いは、同一の建設技能者が現場や工程に応じて複数の職長・班長等の下で作業することのある建設現場の実態と整合しない場合があります。

したがって、現行の職長・班長型の 2 号業務を前提とする限り、建設分野について「2 名以上」の建設技能者を指導する要件は維持するとしても、参考様式第 1－3 2 号における指導対象者を「フルタイム」に限定する取扱い及び「既に他の 2 号特定技能外国人から指導を受けている者」を対象外とする取扱いを撤廃し、現場ごとに実際に形成される作業体制に即して、勤務形態や他の 2 号特定技能外国人からの指導の有無にかかわらず、当該 2 号特定技能外国人が現実には指導する建設技能者を対象として認めることを要望します。

2. 一人で施工を完成できる熟練技能者の 2 号業務への追加

現行の建設分野の２号特定技能外国人は、「複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者」、すなわち職長・班長型の熟練技能者を基本として制度設計されています。しかし、建設業における「熟練した技能」は、複数の技能者を指導する能力だけによって評価されるものではありません。

実際の建設現場では、指定された工法・施工条件等を理解した上で、現場の状況に応じて自ら施工手順及び作業方法を判断し、一人で担当する作業を完成させることのできる技能者も、熟練技能者として重要な役割を担っています。国土交通省の調査においても、業種によって１社当たりの常雇の現場労働者数には相当の差が確認されます。（別紙※１及び※２参照）

なお、上記の国土交通省「令和６年度建設業構造実態調査」については、特定技能外国人の受入れに係る建設企業の実態を踏まえ、個人事業主及び資本金３,０００万円未満の企業に係る数値を抽出しています。この点、当団体が２０２３年６月から２０２６年９月４日までに受け付けた入会申込者５００社を集計したところ、一般建設業許可のみを有する企業は４５０社（９０．０％）、特定建設業許可のみを有する企業は２７社（５．４％）、一般・特定双方の許可を有する企業は２３社（４．６％）であり、一般建設業許可を有する企業は４７３社（９４．６％）でした。また、個人事業主又は資本金３,０００万円未満の企業は４６０社（９２．０％）を占めています。加えて、当団体が正会員として所属する一般社団法人建設技能人材機構においても、直近３年間の新規賛助会員２,０２１社のうち、一般建設業許可を有する企業は１,８４６社（９１．３４％）となっています。これらの実態を踏まえ、本要望書では、特定技能外国人を受け入れる比較的小規模な建設業における現場労働者の状況を把握する観点から、建設業構造実態調査のうち個人事業主及び資本金３,０００万円未満の企業に係る数値に着目しています。（別紙※３参照）

また、一般社団法人富山県建設業協会が令和６年度に実施した全会員企業を対象とする調査では、技能職について「やや不足」又は「不足」と回答した企業が２７９社、８３．３％に達しています。業種別でも、とび土工８６．７％、土木８４．５％、建築７９．３％、最も低い舗装でも７６．４％となっており、技能者の確保そのものが広く課題となっていることが確認できます。（別紙※４参照）

このような実態を踏まえると、熟練技能者としての能力を、常に複数の技能者を指導する職長・班長型の業務によってのみ評価することは、建設業の実態と必ずしも整合しませんし、業種によっては人手不足の解消としないことがあります。

そこで、現在の職長・班長型の熟練技能者に加え、「熟練した技能に基づき、指定された工法・施工条件等に従い、その範囲内で自ら施工手順及び作業方法を判断し、一人で当該作業を完成させることができる者」についても、建設分野の２号特定技能外国人として評価できるよう、業務の定義を見直すことを要望します。

３．参考様式第１－３２号における建設分野の「指導を受ける対象者」の記載廃止

上記２のとおり、建設分野の２号業務を、複数の建設技能者を指導する職長・班長型の業務に限らず、一人で施工を完成させることのできる熟練技能者まで含むものに見直した場合、「複数の建設技能者を指導していること」を２号特定技能外国人に一律に求めることは、見直し後の２号業務の定義と整合しません。

国土交通省が２号の対象となる熟練技能者の範囲を拡大しても、参考様式第１－３２号において建設分野に２名以上の「指導を受ける対象者」の記載を引き続き求めれば、入管手続上は従来の職長・班長型の要件が事実上残存することになります。

したがって、国土交通省において建設分野の２号業務の定義を上記２のとおり見直す場合には、これと併せて、出入国在留管理庁の参考様式第１－３２号についても見直し、建設分野については「当該２号特定技能外国人に指導を受ける対象者一覧」の記載を不要とすることを要望します。

以上

別紙参考資料

※1. 経営組織・資本金区分別の1社当たり現場労働者数

経営組織・資本金区分	常雇の現場労働者	臨時・日雇の現場労働者
個人事業主	1.1人	0.3人
500万円未満	3.1人	0.3人
500万円以上1,000万円未満	3.5人	0.3人
1,000万円以上3,000万円未満	6.6人	0.3人

出典：国土交通省「令和6年度 建設業構造実態調査」全調査結果表 表5-1-1。

※2. 業種別にみた1社当たり常雇の現場労働者数

(1) 常雇の現場労働者数の多い業種

業種	1社当たり常雇の現場労働者数
電気工事業	16.7人
電気通信工事業	15.6人
しゅんせつ工事業	12.9人

(2) 常雇の現場労働者数の少ない業種

業種	1社当たり常雇の現場労働者数
板金工事業	2.6人
石工事業	2.8人
さく井工事業	3.0人
鉄筋工事業	3.0人

出典：国土交通省「令和6年度 建設業構造実態調査」全調査結果表 表5-1-2。

※3. 特定技能外国人の受入れに関する建設企業の実態

(1) 建設業許可区分

資料	対象	一般建設業許可	特定建設業許可
一般社団法人S I E N	直近3年入会申込建設企業500社	一般のみ450社(90.0%) 一般許可あり計473社(94.6%)	特定のみ27社(5.4%) 一般・特定双方23社(4.6%)
一般社団法人建設技能人材機構	直近3年新規入会賛助会員2,021社	一般のみ1,727社(85.45%) 一般許可あり計1,846社(91.34%)	特定のみ175社(8.66%) 一般・特定双方119社(5.89%)

(2) 一般社団S I E N500社の経営組織・資本金区分別内訳

経営組織・資本金区分	一般のみ	特定のみ	双方	合計
個人事業	12	0	0	12
500万円未満	186	0	0	186
500万円以上1,000万円未満	120	0	0	120
1,000万円以上3,000万円未満	120	14	8	142
3,000万円以上	12	13	15	40
合計	450	27	23	500

※4. 技能職の不足状況

業種	「やや不足」又は「不足」と回答した割合
とび土工	86.7%
土木	84.5%
建築	79.3%
舗装	76.4%

出典：一般社団法人富山県建設業協会「令和6年度 建設業の雇用実態と経営状況に関する調査報告書」（令和7年3月）。調査対象は同協会の全会員企業513社、回答374社（回答率72.9%）。技能職の過不足感の有効回答は335社で、「やや不足」又は「不足」と回答した企業は279社（83.3%）。